

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、財政援助団体にかかる監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年 2 月 2 2 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸
同	木	下	章

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の実施日及び場所

平成23年 1 月 27日 (木)

社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会内会議室

2 監査の対象

社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

平成21年度敦賀市社会福祉協議会地域福祉事業補助金

補助金等交付額 27,662,000円

主管課 福祉保健部 地域福祉課

3 監査の方法

予め社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会及び主管課から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会及び地域福祉課職員の説明を聴取して、補助事業及び出納その他の事務が適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

事業経費は、何を根拠に比率按分しているのかを明確にしておくこと。

特に、人件費が大きくウェートを占めるため、補助事業と補助対象外事業双方に従事している人の比率配分を第三者に説明できるよう裏付資料が必要である。人件費は、人事により増減しやすいため適正な配置によりできるかぎり安く抑えること。

また、実績が計画どおりに出されているが、実施内容を評価できる記載内容にするよう検討されたい。

なお、出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。